

特用林産物の放射性物質モニタリング調査について

H23.10.29
環境森林部

1 特用林産物

(1) 定義

森林から産出される産物のうち、一般用材を除く品目を指します。きのこ類のほか、山菜、たけのこ、竹、木炭、薪などが含まれます。

(2) 生産の状況

作目	生産高(百万円)	比率(%)
しいたけ	5,295	84.3
なめこ	85	1.3
ひらたけ	39	0.6
まいたけ	752	12.0
くりたけ	59	0.9
その他	53	0.6
計	6,283	100.0

2 モニタリング調査の実施状況

(1) 【しいたけ】

① 検査の状況 (H23.10.29現在)

- ・きのこ類の指標としてしいたけをモニタリング作目に
- ・栽培方法(原木・露地栽培、原木・施設栽培、菌床・施設栽培)ごとに県内を3地域(県北、県央、県南)に区分し、春季と秋季を中心にこれまでに35検体を検査

② 検査の結果

- ・暫定規制値超過はなし

(2) 【しいたけ以外のきのこ類】

① 検査の状況 (H23.10.29現在)

- ・簡易検査機器によるスクリーニング検査を経て、基準値超過の作目についてゲルマニウム検査を実施

② 検査の結果

- ・原木栽培なめこ【 $CS_{134}+CS_{137}$ 619Bq/kg】
H23.10.20 那須塩原市に出荷自粛要請
- ・原木栽培くりたけ【 $CS_{134}+CS_{137}$ 1,040Bq/kg】
H23.10.21 鹿沼市に出荷自粛要請

(3) 【わさび】

① 検査の状況 (H23.10.29現在)

- ・栽培地が限定されているが、これまでに5検体についてゲルマニウム検査を実施

② 検査の結果

- ・暫定規制値超過はなし

(4) 【野生きのこ類】

① 検査の状況 (H23.10.29現在)

- ・9月末より調査に着手
- ・10検体を県内全域で採取

② 検査の結果

- ・暫定規制値超過はなし

別紙

県民への情報提供状況

環境森林部林業振興課

○福島第一原子力発電所事故発生以降実施した、県民への情報提供

- ・テレビ、ラジオ、新聞等の報道
- ・ホームページへの掲載
- ・印刷物の発行、広報紙等への記載
- ・講演会等の開催
- ・その他（ ）

○情報提供の内容

- ①しいたけ、野生きのこ、わさびの放射性物質検査の結果について
- ②牛の敷料及び堆肥の原料となる樹皮（パーク）の取扱いについて
（7月26日付けの林野庁通知を添付）
但し、前述の通知を廃止することとした8月2日付けの林野庁通知があり、
ホームページへの掲載を取り消した。



県産きのこ・わさびの放射性物質モニタリング検査結果

県産きのこ及びわさびの安全・安心を確認するため、放射性物質モニタリング調査を行い、その結果を掲載しています。

10月18～20日に県産しいたけについてサンプルを採取し調査を行った結果、放射性セシウム及び放射性ヨウ素について、厚生労働省の定めた暫定規制値を下回る結果となりました。

出荷自粛要請中品目

- 那須塩原市産 原木なめこ(露地) 10月20日要請
- 鹿沼市産 原木くりたけ(露地) 10月21日要請

しいたけ

- 10月18～20日採取分 県産しいたけの調査結果 → [PDF版はこちらをクリックしてください。\(PDF: 90KB\)](#)

No.	品目	地域	採取市町村	放射性セシウム		放射性ヨウ素		備考
				適合	(不検出)	適合	(不検出)	
1	菌床しいたけ(施設)	県北 (JALおのや管内)	矢板市	適合	(不検出)	適合	(不検出)	
2		県央 (JAうつのみや管内)	宇都宮市	適合	(8.65)	適合	(不検出)	
3		県南 (JAおやま管内)	野木町	適合	(不検出)	適合	(不検出)	
4	原木しいたけ(施設)	県北 (JALおのや管内)	矢板市	適合	(36.4)	適合	(不検出)	
5		県央 (JAうつのみや管内)	宇都宮市	適合	(103)	適合	(不検出)	
6		県南	野木町	適合	(2.09)	適合	(不検出)	

		(JAおやま管内)					
7	原木しいたけ(露地)	県北 (JAなすの管内)	大田原市	適合	(313)	適合	(不検出)
8		県央 (JAはが野管内)	芳賀町	適合	(246)	適合	(不検出)
9		県南 (JAしもつけ管内)	栃木市	適合	(260)	適合	(不検出)
10	原木しいたけ(施設)	県北 (JAなすの管内)	大田原市	適合	(319)	適合	(不検出)
暫定規制値(きのこを含む野菜類)					500	2,000	

※放射性セシウムはCs-134とCs-137の合計、放射性ヨウ素はI-131

ひらたけ

- 10月17日採取分 県産ひらたけの調査結果 → [PDF版はこちらをクリックしてください。\(PDF:72KB\)](#)

No	品目	市町村	放射性セシウム		放射性ヨウ素		備考
1	原木ひらたけ(露地)	那須町	適合	(436)	適合	(不検出)	
暫定規制値(野菜類)			500		2,000		

※放射性セシウムはCs-134とCs-137の合計、放射性ヨウ素はI-131

なめこ

- 10月18日採取分 県産なめこの調査結果 → [PDF版はこちらをクリックしてください。\(PDF:72KB\)](#)

No	品目	市町村	放射性セシウム		放射性ヨウ素		備考
1	原木なめこ(露地)	那須塩原市	不適合	(619)	適合	(不検出)	
暫定規制値(野菜類)			500		2,000		

※放射性セシウムはCs-134とCs-137の合計、放射性ヨウ素はI-131

くりたけ

- 10月18,20日採取分 県産くりたけの調査結果 → [PDF版はこちらをクリックしてください。\(PDF:73KB\)](#)

No.	品目	市町村	放射性セシウム		放射性ヨウ素		備考
			適合	(測定値)	適合	(検出値)	
1	原木くりたけ(露地)	大田原市	適合	(266)	適合	(不検出)	
2	原木くりたけ(露地)	鹿沼市	不適合	(1,040)	適合	(不検出)	
暫定規制値(野菜類)			500		2,000		

※放射性セシウムはCs-134とCs-137の合計、放射性ヨウ素はI-131

わさび

- 10月18日採取分 県産わさびの調査結果 → [PDF版はこちらをクリックしてください。\(PDF:76KB\)](#)

No.	品目	地域	採取市町村	放射性セシウム		放射性ヨウ素		備考
				適合	(測定値)	適合	(検出値)	
1	葉わさび	県北 (JAなす南管内)	那須烏山市	適合	(26.2)	適合	(不検出)	
暫定規制値(野菜類)				500		2,000		

※放射性セシウムはCs-134とCs-137の合計、放射性ヨウ素はI-131

参考資料

- [放射能の対応についてよくある質問と回答\(Q&A\)](#)

消費者の皆様へ

- [栃木の農林業を応援してください!](#)

これまでの調査結果

- [生しいたけ\(PDF:97KB\)](#)
- [わさび\(PDF:80KB\)](#)

【調査値は、暫定規制値以下です】

このページに関するお問い合わせ

林業振興課(きのこ・わさびについて)

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館11階

電話番号:028-623-3272

生活衛生課(食品の安全について)



[ホーム](#) > [県政情報](#) > [庁舎・組織の案内](#) > [環境森林部](#) > [林業振興課](#) > [原子力発電所事故を踏まえた牛の敷料・堆肥の取扱いについて](#)

更新日:2011年7月28日

原子力発電所事故を踏まえた牛の敷料・堆肥の取扱いについて

平成23年7月26日に林野庁から県に対し、牛の敷料や堆肥の原材料用樹皮(パーク)の取り扱いについて、通知がありました。

つきましては、趣旨を御理解の上、特段の御協力を御願います。

- [国からの通知\(写\)\(PDF:173KB\)](#)

このページに関するお問い合わせ

林業振興課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館11階

電話番号:028-623-3275

ファックス番号:028-623-3278

Email:ringvo-sinko@pref.tochigi.lg.jp

栃木県庁 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁代表受付電話番号:028-623-2323

All Rights Reserved, Copyright© Tochigi Prefecture

各ページに掲載の写真・音声・CG及び記事の無断転載を禁じます。

写

23 林政産第 86 号
平成 23 年 7 月 26 日

各都道府県 木材産業関係担当部長 殿

林野庁林政部木材産業課長

原子力発電所事故を踏まえた牛の敷料・堆肥の取扱いについて

今般、高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給餌されていたことを受け、農林水産省生産局から「原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について」（平成 23 年 7 月 15 日付け 23 生畜第 861 号（別添 1））において、「放射性物質に汚染されたおそれのあるパーク等の資材は、牛が摂取するおそれがあるので、敷料に使用しない」旨通知されたところです。

また、農林水産省消費・安全局及び生産局から「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」（平成 23 年 7 月 25 日付け 23 消安第 2331 号、23 生産第 3227 号、23 生畜第 929 号（別添 2））において、原発周辺県の植物性堆肥原料（樹皮（堆肥用に限る。）、落ち葉、雑草等）から生産された堆肥について、高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があることから、農林水産省では、堆肥中の放射性セシウムの基準の作成を急いでおりますが、農作物の安全確保の観点に立ち、基準が設定されるまでの間、とりあえず 17 都県で発生した堆肥原料及びこれらを原料とする堆肥については、農地土壌への施用を自粛していただくことと、こうした堆肥原料及び堆肥の生産・流通を自粛していただくこととされております。

このため、林野庁においても、食の安全性確保を徹底する観点から、当面の間、牛の敷料や堆肥用原料となる樹皮（パーク）については、下記のとおり取り扱うこととし、貴都道府県内の市町村及び林業・木材関係事業者（パーク堆肥製造事業者を含む）に周知するようお願いいたします。

なお、牛の敷料として利用する樹皮（パーク）の流通・利用基準は生産局、堆肥用原料となる樹皮（パーク）の生産・流通・利用基準については消費・安全局において作成中であり、基準が設定されれば、基準に適合したのみを生産・流通・利用できることとなります。

記

1. 牛の敷料や堆肥の原料用樹皮（バーク）の譲渡について

17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）において原子力発電所事故後に発生した樹皮（バーク）及び原子力発電所事故後に17都県から受け入れた丸太に由来する樹皮（バーク）（事故前に集積されたものであっても、事故後に、シートをかぶせるなどの処置をとらず屋外に放置されていたものも含む。）については、牛の敷料及び堆肥の原料用樹皮（バーク）として有償・無償にかかわらず譲渡しないこと。

2. 樹皮（バーク）を原料とした堆肥の生産について

17都県において原子力発電所事故後に発生した樹皮（バーク）及び原子力発電所事故後に17都県から受け入れた丸太に由来する樹皮（バーク）（事故前に集積されたものであっても、事故後に、シートをかぶせるなどの処置をとらず屋外に放置されていたものも含む。）を堆肥原料として調達し、これを原料として堆肥を生産、譲渡しないこと。

3. 牛の敷料や堆肥の原料用樹皮（バーク）の管理について

1. により樹皮（バーク）が滞留する場合には、適切に管理すること。

4. 実態調査について（周知）

原子力発電所事故後に17都県から受け入れた丸太の有無及びこれより発生した樹皮（バーク）の利用状況を把握するため別紙の調査を17都県以外の道府県に対し依頼。